曽野木市営住宅 20日から入居者募集

老人向け22戸を含む150戸分

募集する住宅の概要

種別	種類	間取	募集戸数	予定家賃
第一種	一般世帯向住宅	6,6,4.5,台所,浴室	96戸	13,000円
第一種	老人同居世帯向住宅	6,6,4.5,サンルーム,台所,浴室	14	14,000
第二種	一般世帯向住宅	6,4.5,4.5,台所,浴室	32	8,000
第二種	老人同居世帯向住宅	6,4.5,4.5,サンルーム,台所,浴室	8	8,500

曽野木市営住宅（曽川乙）の入居者を次のとおり募集します。

曽野木団地は、市が昭和四十三年から計画的に建設を進めているもので、市営住宅だけでもすでに八百世帯が生活しており、また、市や市開発公社などで分譲した宅地にも、続々家が建設されています。

団地内は、公園、道路、下水道などの公共施設が整備されていると同時に、幼稚園、医院、商店なども計画的に配置されています。

申込み期間　一月二十日から同三十一日まで。

申込み先　市住宅課（申込み用紙はあすからさし上げます。）

募集する住宅の概要　上表のとおり。

申込み資格　①現在いっしょに住んでいるか、または、これから住もうとする親族（内縁関係、婚約者を含む）があること②独立の生計を営んでいること③収入が月額六万五千円以下であること―のいずれの条件にも該当する人で、税金等を滞納していない人。

老人同居世帯向け住宅とは

別表「募集する住宅の概要」のとおり

お年寄りが、気がねなしに、独立したサンルームで団らんできるよう特別に設計したもので、入居資格は、申込み人またはその配偶者に同居（同居しようとする人も含む）しているおおむね六十歳以上の親または祖父母が一人以上おり、さらに、老人以外の家族が二人以上であること―となっています。

収入基準早見表（年間粗収入）

種別	収入基準＼扶養親族	0人	1人	2人	3人	4人	5人
第1種	36,000円をこえ 65,000円以下	1,301,999円～932,001	1,501,999円～1,052,001	1,671,999円～1,172,001	1,843,999円～1,322,000	2,015,999円～1,518,000	2,185,999円～1,690,000
第2種	36,000円以下	932,000	1,052,000	1,172,000	1,321,999	1,517,999	1,689,999

荻野博士が逝去

新潟市名誉市民

19日、市・竹山病院で合同葬

新潟市の名誉市民で世界的な医学博士荻野久作氏＝写真＝が去る一月一日午後三時三十分、寄居町の自宅で死去されました。慎しんで哀悼の意を表します。九十二歳。

市は、荻野博士が永年診療された竹山病院との合同葬を次のとおりとり行います。多数のご会葬をお待ちしています。

日時　一月十九日午後一時～

会場　市公会堂

荻野博士は明治十五年愛知県生まれ。明治四十四年、新潟市の竹山病院から招かれて産婦人科部長として赴任されました。以来、診療のかたわら研究を続けられ、「オギノ学説」はじめ、多くの業績を残されました。その業績を称えて、市は昭和二十六年に名誉市民の称号を贈りました。

本庁市民課 ⇄ 西地区事務所

"窓口が自由に選べます"

十二月十六日から、市民の皆さんの利便に供するため、市民課と西地区事務所間を模写電送で処理しております。

管内の皆さんは、勤務先、買物先などの近くか、また都合のよい窓口をお選びになれば用がたりますので大いにご利用ください。

電送できるものは
- 戸籍届
- 戸籍の謄抄本
- 住民票の写し
- 印鑑登録・証明
- 転出・転入・転居届

お待ちになる時間は十分程度です。

「市長に手紙旬間」実施中

―投稿期限は今月20日―

どしどしお寄せください

皆さんの声を市政に反映させる「市長に手紙旬間」を現在実施中です。期限は今月二十日まで。日頃抱いている要望や苦情を、官製ハガキでどしどしお寄せください。市長があなたの手紙を直接拝見し後日返事を差し上げます。

◆**投稿期限**　一月二十日

◆**投稿方法**　必ず官製ハガキを使用し、ハガキ一枚につき要望・苦情を一件だけ記入してください。一人で何枚投稿してもかまいません。

住所・氏名・電話（連絡先）を忘れずに記入してください。また、道路、側溝などの要望は略図を書いてください。あて先は記入例のとおり。

〈記入例〉

郵便はがき　951-□□
新潟市西堀通六
新潟市長
渡辺浩太郎殿
「市長に手紙」
住所
氏名
電話（連絡先）

新潟市指定 文化財 ―5―

五十嵐浚明筆 三十六歌仙

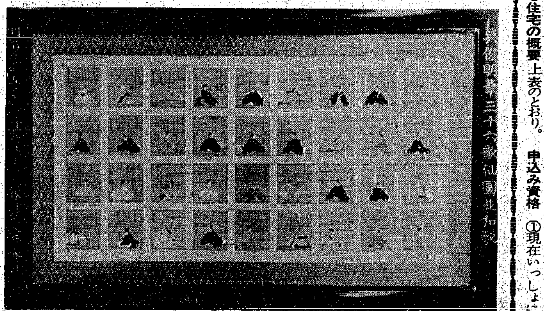

〔かたち〕　絹本著色の縦十八・三㌢、横十六㌢の画三十六枚を四段に並べ、縦一三九㌢、横二三二㌢の扁額に仕立てたもの。

〔文化財としての種別〕　有形文化財、絵画。

〔所有者〕　新潟市西大畑、新潟大神宮梅坂清松氏。

〔説明〕　この三十六歌仙の肖像と和歌を書いたといわれる五十嵐浚明は、江戸時代新潟の代表的画家です。ひじょうにまじめな人で、画は娯楽のためにあるのでない、教育のためにあるのだと常に主張していました。また、とても情熱家で、養母の病気のなおるのを祈って、自分の血で毎晩観音経を一部ずつ七日間書きつづけたり、京都で尊王論の竹内式部と交際したり、宝暦七年（一七五七）のききんには、家財道具を売って新潟町民を救済したりしたそうです。

号は孤峯、竹軒、穉翁などといっていましたが、絵師の位の法眼をもらったので、法眼浚明ともサインしております。また、六十歳から六十九歳まで、中国風に呉浚明と名乗ったこともあります。この額ぶちの右には写真のように、呉俊（誤）明とありますが、この画が呉と名乗ったころのものかどうかは不明です。ただ、額に仕立てられる以前、画帳となっていたことは、それを入れた桐箱のふたが、額の裏にはりつけてあることで、はっきりしています。

わが国で、代表的歌人三十六人をえらんで三十六歌仙と呼び、その歌と肖像を描くことは、平安時代に始まりました。ただし、なぜ三十六人にしたかは、六歌仙の倍数だとか、いや偶然にそうなったのだなどといって、定説がありません。鎌倉時代には三十六人を右と左に分けるようになりました。この画でも、たとえば筆頭の柿本人麿には、まず、右、柿本人麿と歌仙名を書き、次に、ほのぼのとあかしの浦の朝霧に島がくれ行く船をしぞ思ふ、と歌を添え、その下に彩色の人麿肖像を書いております。

なお、この画は額ぶちの左側でわかるように、明治三十五年（一九〇二）もと古町通七番町の紙商藤井忠太郎氏が奉納したものです。

五十嵐浚明は天明元年（一七八一）八十二歳でなくなりましたが、その碑は西堀の善導寺と新崎の日長堂にあります。

池　政栄（市郷土資料館長）

にいがた

市報

発行所　新潟市役所　新潟市西堀通6番町866　電話 代表(28)1000

編集人　本間高明（担当企画部広報課）

印刷所　㈱第一印刷所

市の人口

		前月比
人口	415,082	(＋848)
男	203,018	(＋421)
女	212,064	(＋427)
世帯数	128,271	(＋323)

49年12月末日現在

（おもな内容）

二面●五、〇八〇人が立派に成人
●はたちの主張入選作

三面●二十社二十四工場と公害細目協定

四面●年金手帳の様式変わる ―国民年金―
●入園申請を受け付け ―公・私立保育園―

電話案内

本庁　28－1000
東総合庁舎　41－4111
　東地区事務所
　工業振興課
　衛生課
　公害課
　清掃業務課
　清掃施設課
　東保健所
　沼垂図書館
中地区事務所　74－0321、74－4039
西地区事務所　62－3111、62－3405
北地区事務所　59－2721
西保健所　66－5171
市民病院　41－5151
水道局　66－9311

「市の不況対策資金」償還期間を延長

申請は今月末までに

市が、不況対策のひとつとして、昭和46年度に実施した「市の不況対策資金」の融資を受けている人で、元金償還の延長を希望される方には、次のとおり期間延長することになりました。希望者は、同資金の融資を受けた金融機関にご相談ください。

★**延長期間**　6ヵ月以内
★**申請期限**　今月31日

※償還延長による金利・保証料は本人負担となります。詳しくは市商業観光課へ

新着図書案内

舟江図書館

区分	書名	著者名
小説	忍ぶ橋	北泉優子
〃	衣裳に棲む虫	黒岩重吾
〃	エスパイ	小松左京
〃	町方同心日記抄	子母沢寛
〃	愛の証明	曽野綾子
〃	負け犬	戸川昌子
〃	花氷	藤原審爾
〃	その橋まで(前)(後)	水上勉
〃	五彩の図絵(上)(下)	村上元三
〃	靴の中身	吉行淳之介

看護婦・助産婦募集

―市民病院―

応募資格　免許取得者で35歳（今年の4月1日現在）までの人、または今年3月卒業見込みの人

応募手続　❶自筆履歴書❷写真（履歴書に貼付）❸免許証写しまたは卒業見込み証明書❹戸籍抄本―以上を1月31日までに送付または持参し、当日試験場へおいでください。

試験日　昭和50年2月4日（火曜日）
試験場　市民病院
採用日　昭和50年4月1日
申し込み　**問い合わせ**　新潟市民病院看護部（紫竹山452）TEL41－5151内線301

心配ごと相談所

毎日（日曜・祭日を除く）主任相談員と民生委員が相談に応じます。土曜日の午後（1時～5時）には、弁護士による法律相談も行っています。無料ですし、秘密は絶対守られます。

▶**西相談所**　市内四ッ屋町1、市立社会館内（湊小学校の裏手）☎22－5371番　法律相談は第2・第4土曜日です。

▶**東相談所**　市内蒲原町7－1　東地区総合庁舎1階☎41－4111番。法律相談は第1・第3土曜日